



十津川

「心身再生の郷」



「新年のご挨拶」

場 所：玉置山山頂からの初日の出
写真提供：佐古金一さん(大字平谷)

村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

新年のご挨拶

十津川村長
更谷 慈 禧



新年明けましておめでとうございませう。

令和になつて初めてのお正月であります。村民の皆様には、輝かしい新春をご家族おそろいで、お迎えのことと心からお慶び申し上げます。

平素は、村政全般にわたり多大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、天皇陛下が御退位され、新元号、令和に変わる特別な年となりました。

令和という名前の出典は皆様もご存じの通り、万葉集から引用されており、「時に初春の令月にして、風和らぎ」という一説、現代の言葉にしますと、「時は初春の令月、空気が美しく、風は和やか」という一説から引用されました。

また、令和は「Beautiful harmony」「美しい調和」とも呼ばれ「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ」という意味が込められているとも言われています。

今、時代の潮流は従来型のお金や物といった経済一辺倒の豊かさではなく、自然や地域、人との触れ合いを大切に生きる方も求められており、田園回帰と呼ばれる様に、地域を志向し、地域とのつながりを大切にしたいという価値観を持った

人が増えてきています。このような生き方、考え方がこの令和の時代に求められる考え方や生き方ではないでしょうか。

そして、このことは、この村に脈々と受け継がれ、残ってきた生き様ではないでしょうか。

こんな時代の中で、十津川村は、今年置村130年を迎えます。

現在の十津川村は明治23年に6つの村が一つに合併し誕生しました。一つの村になるまでには明治22年の大水害に伴う人口減少や土地の荒廃、財政的な問題など、乗り越えなければならぬ様々な課題もあつたはずですが、

そんな苦難の道においては、十津川郷と呼ばれていた、この地域に住んでいた先人達の心の中に、やはり「十津川村は一つだ」という一致団結した強い心とともに、質実剛健、不屈の「十津川魂」が宿っていたに違いない、人々の固い絆のもと、一つの十津川村誕生へと突き動かしたのではないかと思いを馳せるところです。

また、平成の大合併も乗り越え、現在にまで十津川村を残すことができ、先人達の努力、現在の村民の皆様によるご協力なしには成し遂げられなかったと感じています。

昨年は、ラグビーワールドカップで大健闘した日本代表チームの合言葉

となった言葉を借りますと、十津川村は昔も、今も、これからも「ONE TEAM」であります。この新しい時代、節目の年だからこそ、歴史を振り返り、先人の精神を後世へと継承するとともに、私たちの心の芯として、十津川村で生まれ、育つたことをいつまでも誇りに感じ、令和2年置村130年のこの年を新たなスタートとしていきたいと考えております。

村では、昨年2月に行った長殿道路の起工式に続き、風屋川津・宇宮原工区もすでに事業化されており、残るは大字平谷から大字七色までの十津川道路II期を残すのみとなった「道路整備の推進」、「林業の6次産業化」、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や日本初の「源泉かけ流し宣言」を行った温泉などを活かした「観光の振興」や、助けあい、支えあい、分かちあう精神のもと、最期まで村で暮らすことができる「福祉の充実」などに取り組むことにより、村民の皆様が安全に、安心して暮らせる村づくりに精神誠意取り組んでまいりますので、引き続き村政の発展にお力添えいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、村民皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

賀 年 謹 新



十津川村議会議長
中 南 太 一

新年明けましておめでとうございませう。

村民の皆様におかれましては、平成から令和へ元号が改まりまして、初めての年明けをお健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から村議会活動に深いご理解、ご協力を賜っておりますことに、心より厚く御礼申し上げます。

昨年は、10月に即位礼正殿の儀が執り行われ、国の内外に天皇陛下の即位が宣明され、11月の祝賀御列の儀では日本中の人々が即位をお慶びし、両陛下とともに平成に続く平和な時代をお祈り申し上げたところであります。

併せて振り返ってみますと、スポーツの世界では引き続き日本の活躍が目立った年でありました。特に、ラグビーワールドカップでは日本代表が初のベスト8入りを果たし、多くの国民が選手の手プレーに感動し、勇気づけられたことだろうと思えます。

また、今年も東京オリンピック、パラリンピックが開催される年であり、聖火リレーでは十津

川村も奈良県内コースに入っていることから、更に気運が高まっております。

一方、村内の状況を申し上げますと、9月には、国道168号十津川道路が全線開通の日を迎え、地元の皆様のご協力もいただきながら、盛大に開通式を行うことが出来ました。この開通による輸送力強化が、林業、観光業などの産業振興に資するこ

とはもとより、いざれ発生が確実視されている南海トラフ巨大地震など、大災害に対する防災、減災のための最重要インフラとして機能してくれることと確信しております。昨年は、台風による災害が多く発生しました。

幸い、本村は大きな被害を受けることはありませんでしたが、被災地では未だ復旧が進んでいないところもございます。心よりお見舞いを申し上げますとともに、今後とも安心安全な村づくりに努めていかなければならないと、決意を新たにしたいところでございます。

さて、村は6次産業化を柱と

する林業振興策に積極的に取り組んでいるところです。森林環境税が創設され、世界的にも地球温暖化対策に注目が集まる中、CO2の吸収など森林が持つ公益的機能の発揮に貢献するものでありますので、議会としても慎重審議の上、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、今年も置村(村制施行)130年の節目の年となります。北海道新十津川町も開町130年を迎えますので、先人が築き上げてきた歴史を未来へつなげていけるよう、お互いの交流や記念式典の開催などに取り組みむとともに、村政発展のため全力を尽くしてまいりたいと思っております。

結びに、今後なお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、村民の皆様のご健勝とご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

2019年

村のびと

2019年の村の主なできごとを振り返ります。

1月

- 3日 十津川村成人式
- 6日 新春親善少年剣道大会
- 9日 十津川村消防出初式
- 9日 奈良県消防協会南吉野支部連合出初式
- 13日 第65回十津川村駅伝大会(重里～上野地)
- 27日 第43回昴の郷マラソン大会



2月

- 9日 新十津川町青年道外研修団来村(～11日)
- 11日 一般国道168号長殿道路起工式(上野地)
- 15日 子ども会スキー研修会(～17日)
- 22日 十津川村優良特産品審査会
- 1日 高等学校卒業式
- 7日 第1回定例会(～18日)
- 9日 第14回市町村対抗子ども駅伝大会

7月

- 6日 村民集会・人権講演会
- 11日 ホテル昴30周年記念式典
- 13日 第44回ジュニアリーダー研修会(～14日)
- 13日 三者連携協定事業(JAまほろばキッチン)(～14日)
- 17日 クリーン作戦
- 21日 参議院議員通常選挙投票日
- 24日 新十津川町児童生徒・教職員母村訪問団来村
- 24日 訪問団員28人(～27日)

8月

- 3日 第67回十津川剣道大会
- 4日 つり橋祭り「揺れ太鼓」
- 13日 小原の大踊り
- 14日 西川の大踊り
- 14日 武蔵の大踊り
- 17日 ふれあい物語
- 17日 昴の郷30周年記念 香西かおりコンサート
- 20日 水害慰霊祭
- 23日 人権映画会「北の桜守」
- 10日 第3回定例会(～12日)
- 16日 国道168号十津川道路開通式(折立～平谷)
- 18日 内吉野ゲートボール大会



- 15日 中学校卒業式
- 19日 保育所卒園式
- 20日 小学校卒業式
- 26日 十津川村森林シンポジウム



- 5日 保育所入園式
- 7日 奈良県知事・奈良県議会議員選挙投開票日
- 9日 小学校入学式
- 10日 高等学校入学式
- 21日 十津川村議会議員選挙投開票日



- 3日 石楠花まつり(～5日)
- 8日 第1回臨時会
- 26日 子ども会大会

- 7日 ムジークフェスタなら(ホテル昴)
- 13日 第2回定例会(～14日)
- 20日 新十津川町開町129年記念式典(新十津川町)
- 26日 第34回シルバー運動会
- 27日 第15回日本源泉かけ流し温泉サミット(～28日)
- 「日本で最も美しい村」連合総会(吉野町)(～29日)
- 源泉かけ流し15周年記念祭(～30日)



9月

- 21日 十津川村戦没者追悼式
- 十津川中学校文化祭・合唱祭
- 28日 天忠組シンポジウム(高知県津野町)
- 第27回地域伝統芸能全国大会(ジェイテクトアリーナ奈良)
- ※小原・武蔵・西川の踊り保存会が参加
- 29日 十津川第一小学校運動会

10月

- 5日 ならヒューマンフェスティバル
- 三者連携協定事業(新十津川町)(～6日)
- 6日 十津川第一小学校運動会
- 10日 十津川高等学校体育大会
- 15日 十津川中学校体育大会
- 20日 小辺路トレイルジャージャーニー
- 25日 十津川村公園(天王寺公園)(～27日)
- 28日 中高文化講演会



11月

- 1日 第39回十津川村文化祭(～3日)
- 2日 三者連携協定事業(JAまほろばキッチン)(～3日)
- 5日 第2回臨時会
- 8日 小学校合同文化鑑賞会
- 9日 サッカーフェスティバル

12月

- 8日 奈良マラソン 出張足湯(奈良市)
- 10日 第4回定例会(～11日)

税の作文 受賞者

十津川村長賞

国税庁などが主催する「中学生の税についての作文」で増谷有真さんが十津川村長賞を受賞されました。受賞作品を紹介します。

「税について」

十津川中学校三年 増谷 有真

正直、僕は困りました。税の作文が宿題であることは知っていました。が、書くことと思っても案がこんなにも出ないものだと知りませんでした。税に関する知識も少なく、知っている税は消費税、所得税、たばこ税程度です。それに、税がもたらすこの社会にとつての利益など知らないことがほとんどです。

だから、配付された資料等で税について調べてみました。

僕自身に関係があるもので公的サービスというものがありません。学校の建設費用や、ゴミ処理費用等、生活していく上で、大切なことが税金でまかなわれていると分かりました。公的サービスが無くなってしまうと考えると悪いイメージしか思いつきません。

もし無くなってしまうと、ゴミ処

理費用の場合、ゴミの行き場が無くなってしまうと思います。ゴミを処理することが難しくなってしまう環境に非常に悪いと思います。更には、ゴミの異臭や捨て方により近隣トラブル等に発展してしまいそうな気がします。

信号機の場合、交通事故が急激に増加してしまうと思います。防げた事故が防げないというような深刻な問題になる気がします。

国民医療費の公費負担額や警察費・消防費、消防車の場合、全ての事に大きなダメージを与えていると思います。ゴミの異臭等の近隣トラブルが暴力行為に変わった際、瞬時に解決できないと思うし、ゴミが原因の火災の場合も対応できないと思います。

交通事故や今急増しているあおり運転の対応にも大きな支障がでると思います。

と、勝手に想像してみました。これほどまで大事にならないかかもしれ

ないし、これ以上の事が起こるかもしれない。僕には全く分からないですが、プラスになる事はほとんどないと思います。マイナスにはばかりいくと絶対に思います。

全く知らなかったですが少しは調べることができて良かったと思います。機会があればもっとくわしく調べたいです。税を納めることは社会で生きていく策なのかなと思います。





スポーツ推進委員

優良団体表彰受賞

11/14



三重県津市で「第60回全国スポーツ推進委員研究協議会」が開催され、村スポーツ推進委員協議会が、全国スポーツ推進委員連合優良団体表彰を受賞されました。

協議会の皆さんは、駅伝大会やシルバー運動会、昴の郷マラソン大会など、多くの社会体育行事に携わっており、村のスポーツ振興に不可欠な存在として、精力的に活動をいただいております。

受賞おめでとうございます。

消防訓練を実施

11/11



秋季火災予防運動に伴い、奈良県広域消防組合を始め、十津川村消防団・玉置神社の職員が玉置神社で消防訓練を行いました。

近年、各地の世界遺産で火災が相次いでいることもあり、関係者が本番さながらに取り組み、連携強化を図りました。

これからの季節は空気が乾燥し、火災の起こりやすい季節です。皆さんも火の取扱いには十分気をつけてください。

地域ネットワーク
構築セミナー

12/10
~11



左から やまとびと(株) 堀井社長、(株)Huber 紀陸社長、(一財)奈良県ビジターズビューロー 中西専務理事、(一社)そらの郷 出尾事務局次長、(株)北海道宝島旅行社 鈴木社長

外国人観光客の興味関心分野に対応したコンテンツをつくるため、関西の市町村・DMO・観光関連事業者の地域ネットワーク構築を目的としたセミナーが「民宿やまとや」と「ホテル昴」で2日間にわたり行われました。

(一財)奈良県ビジターズビューローの主催で行われ、観光業界で活躍されている人の基調講演やディスカッションなど、関西の広域での観光地域づくりに向けた提案や情報交換が活発に行われました。

西川区
ソフトボール大会

11/24



旧西川中学校グラウンドで、「第16回西川区ソフトボール大会」が開催されました。

好プレー、珍プレーに加え、今回は「Wプレー」が続出し、スピーディーな展開となり盛り上がりしました。

〈試合結果〉

優勝
十津川第一・第二小学校チーム

準優勝
重里・玉垣内チーム

第17回大会、来春5月開催予定

教育だより

第136号

【お問い合わせ】
村教育委員会事務局
TEL 0746(62)0067

一五〇年のときを経て

燈籠着座式

光明寺(大字武蔵)



↑ 150年ぶりに返還された燈籠(一対)

11月23日、大字武蔵で燈籠の着座式が行われました。明治維新後の廃仏毀釈によって村外へ流出したと思われる仏教遺物の燈籠一対が、静岡県浜松市懐山の泰蔵院で保管

されていたことが明らかになり、今年7月に大字武蔵へ返還されました。燈籠が浜松市にたどり着いた経緯はまだ明らかになっていませんが、永いときを経て十津川村へ戻ったことは、泰蔵院関係者や浜松市

となりります。

大字武蔵では、年に一度、光明寺跡近くに建てられたお堂(現光明寺で阿弥陀仏供養が行われていて、これに合わせて正式な燈籠の着座式を行い、地元の方々へお披露目されました。燈籠は青銅製で高さ約94cm。台座部分には弘化2年(一八四五)とあり、江戸時代後期に当時の檀家から光明寺へ寄進されたものであることが分かります。

また、「和州 十津川郷 武蔵村 光明寺 什物 惠殊」と彫られ、光明寺十四世住職である惠殊和尚の名を現在でもはっきりと読み取ることができます。

無形民俗文化財保護団体連絡会事務局の柴田宏祐局長により大切に保管されていたことによりります。着座式当日は、武蔵総代を始め、地元住民の方々、村の歴史に大変詳しく古文書などから燈籠のことなどを解説・発見にご尽力いただいた和田富士雄さん(武蔵出身)、村教育委員会より榊井教育長が出席するなかで執り行われました。



→ 燈籠台座部分に刻まれた文字

これまで光明寺は地元の有志が集まってお経をあげたり、世間話をしたりと、憩いの場として親しまれてきましたが、高齢化に伴い寺の維持管理が年々難しくなっていました。そんな中で、燈籠が戻ったことを期に、今後は大字で寺の管理を行っていくことになりました。これから燈籠は地域で大切に守られ、先人の想いと共に後世に引き継がれていきます。



→ お参りする燈籠寄進者の子孫

「地域の先生」から郷土を学ぶ

ふるさと学習

十津川第二小学校

十津川第一小学校で地域の文化を学ぶ「ふるさと学習」を実施しました。



地域の人に先生となっていたいただき、地域の文化を教わりました。

12月13日は、5年生が正月飾りのしめ縄を作りました。6月に児童らが田植え体験をして育ち、刈り取った稲わらを使用しました。17日には、3・4年生がこんにやく作りを体験しました。こんにやく芋から作ったできたのこんにやくを、酢味噌で美味しくいただきました。

学習発表会

十津川第二小学校

12月15日、十津川第二小学校で、学習発表会が行われ、多くの保護者や地域の人にお越しいただきました。

児童による合奏や合唱など日頃の学習の成果を発表したほか、平谷餅搗き踊り保存会、西川大踊り保存会、出谷踊り保存会の人から教わった郷土芸能を披露しました。



しめ縄・リースづくり

ものづくりプロジェクト

12月23日、十津川村民ひろば(大字折立)で、村のおばあちゃんたちの指導により、自分だけのオリジナルクリスマスリースとお正月飾りを作りました。

参加者は、14人。皆さん思い思いのデザインで、素敵なしめ縄やリースを完成させました。



のら文庫

役場玄関入ってすぐの文庫です。図書の貸出しや資料の閲覧を行っています。

開館/平日 8:30~17:15
休館/役場の閉庁日
◆貸出上限 ひとり5冊
◆貸出期間 3週間まで

◆新着おすすめ図書◆

児童

『マロンじいさん』

西本 鶏介 / 作
福田 岩緒 / 絵



かけっこが好きなこういちくんが公園に走りに行くと、バイクが飛び込んできました。暴走バイクをとめたのは、白髪のおじいさん。バイクの若者といざ勝負!

一般

『シャガクに訊け!』

大石 大 / 著



社会学部一人気のない“上庭ゼミ”に入った松岡えみるは、上庭先生の学生相談室の補佐をすることに。コミュ障で根暗な社会心理学講師とお人好しで責任感の強い女子大生コンビによる、人生相談室、開幕!



高校だより



学校行事

第40回 文化祭

11月16日と17日の2日間、「第40回文化祭」を行いました。1日目は、謎解きスタンプラリーを開催し、謎解きしながら生徒たちが制作した展示を鑑賞しました。また、文化鑑賞会として女性2人組ユニット「tricolore」の演奏を鑑賞しました。

2日目は、模擬店や各部活動の展示、カラオケ大会、体育館での劇やダンス、バンド演奏があり大いに盛り上がる心に残る文化祭となりました。



OB講演会 ブラジル農業移住五十年

11月21日に本校を昭和45年に卒業した尾中弘孝さんをお招きし「ブラジル農業移住五十年」と題し、ご講演いただきました。尾中さんは、本校を卒業された後、ブラジルに移住し、以後約50年間ブラジルで農業の普及に尽力されました。その中での経験から、「日本の文化や伝統を深く知るためにも、海外にも目を向け、あらゆる角度から物事を見られるようになってほしい」とメッセージをいただきました。



緊急地震速報 避難訓練

12月10日に、緊急地震速報による避難訓練を実施しました。奈良県では、今年度以降順次、県立高校に「緊急地震速報受信システム」が設置される予定ですが、本校は県の拠点校として先立って設置されました。

本校のふるさと共生コースでは、「ふるさと学」という授業の中で防災について学ぶため、生徒の防災への良い意識づけとなりました。



部活動

剣道部

大会 「奈良県高等学校剣道新人大会」
月日 11月9日(土)、10日(日)
結果 1年 畑 憲伸さん、川瀬 太智さん 1回戦敗退
奥田 秀人さん 4回戦敗退

ボート部

大会 「全国高等学校選抜ボート大会近畿地区予選会」
月日 11月2日(土)、3日(日)
結果 シングルスカル(1人乗り)
2年 丸山 光喜さん 10位
ダブルスカル (2人乗り)
2年 福崎 龍之介さん、1年 岸田 純宗さん 9位

近畿の強豪校相手に健闘してくれました。



吉野税務署からのお知らせ

スマホ×確定申告 — ネクストステージ —

進化するスマート申告！

～ 5つのステップで手続完結！～



「マイナンバーカード」または「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、スマートフォンで申告ができます。

- 令和元年分の「所得税及び復興特別所得税」の確定申告期間は、**2月17日(月)から3月16日(月)**までです。
- 税務署では、2月14日(金)までは通常の業務体制で事務を行っていますので、確定申告の相談のある人は**2月17日(月)以降**にお願いします。
- 確定申告会場は、混雑状況によっては**長時間お待ちいただく**ことがあります。
- 申告会場では、**16時まで申告相談の受付**をしていますが、混雑状況により早めに終了する場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ 吉野税務署 ☎0746-32-3385

お知らせ

【ミツバチを飼育される人へ】

「養蜂飼育届」の提出について

ミツバチを飼育している人、年内にミツバチを飼育する予定のある人は、「養蜂飼育届」の提出が必要です。(農作物などの花粉受精のために、一時的にミツバチを飼育する人は不要) **提出期限** 1月31日(金) ※詳しくは、左記までお問い合わせください。

☎ 0742・27・7450
 農畜産課畜産振興係

飼育にあたっての注意点

近年、ミツバチの飼育をめぐって「他人の土地に無断で巣箱を置いている」、「人が頻繁に通る所に巣箱が置かれてくる」などのトラブルが発生しています。

ミツバチを飼育される人は、社会的なマナーを守って、適正な管理をお願いします。

☎ 0746・62・0005
 農産課 農業グループ

【応急手当普及員講習のご案内】

応急手当普及員講座を開催します。受講を希望する人は、申込用紙で申込みください。

※応急手当普及員とは、所属する事務所などで消防機関と連携して、救命講習の指導を実施する人のことです。

時 2月12日(水)～14日(金)の3日間
 午前9時～午後5時

所 かしはら安心パーク
 檀原市東竹田町2-4番地の1

申込期間

1月6日(月)～24日(金)

申込方法 申込用紙提出

申込用紙は、五條消防署十津川分署、または、奈良県広域消防組合ホームページよりダウンロードください。
<http://www.narakski19.jp/>

☎ 0746・64・1190
 五條消防署 十津川分署

募集

【地域おこし協力隊を募集】

Uターン大歓迎!

○活動内容

(左記①～③の中から取り組みたい活動を選んでください。)

- ① 地場産業の事業継承
- ② 商工会への支援
- ③ 十津川高校魅力化支援

○募集人数 1人

○条件 18歳以上55歳以下

○勤務形態 原則週5日間勤務
 (1か月20日を上限)

○日給 1万円

＜選考の流れ＞

- ① 応募書類提出
- ② 書類選考
- ③ 面接
- ④ 選考結果通知

※詳しくは、十津川村ホームページに掲載の「地域おこし協力隊(臨時職員)募集要領をご覧ください。」

☎ 0746・62・0910
 総務課 企画グループ

【第1回十津川村 スイーツコンテスト】

村で採れる農産物などの素材を利用し、将来的には村の名物となるような「スイーツ」の創出を目指したコンテストを開催します。個人部門、グループ・事業者部門に分けて、優秀作品には賞状と副賞を贈呈します。

□ 1次審査(書類選考)

□ 2次審査(試食)

2月28日(金)に、十津川村住民ホールで開催

○募集期間 1月31日(金)まで

○応募方法

エントリーシートに必要事項を明記し、作品の写真を添付のうえ、総務課まで応募ください。エントリーシートは、総務課窓口で受け取るか、村ホームページよりダウンロードください。
<https://www.vil.totsukawa.lg.jp/>

☎ 0746・62・0910
 総務課 企画グループ

衛生センター	63-0391	し尿処理場	63-0291	観光協会	63-0200	森林館(古ル野)	62-0567	道の駅十津川郷	63-0003
小原診療所	63-0040	上野地診療所	68-0207	泉湯	62-0090	滝の湯	62-0400	庵の湯	64-1100
歴史民俗資料館	62-0137	体育文化センター	63-0067	温泉プール	64-0762	高森の郷	64-1800	社会福祉協議会	64-0666
				北部保健センター	68-0017	森林組合	64-0301	商工会	62-0132
				十津川警察庁舎	63-0110	五條消防十津川分署	64-1190	五條消防大塔分署	0747-36-0317



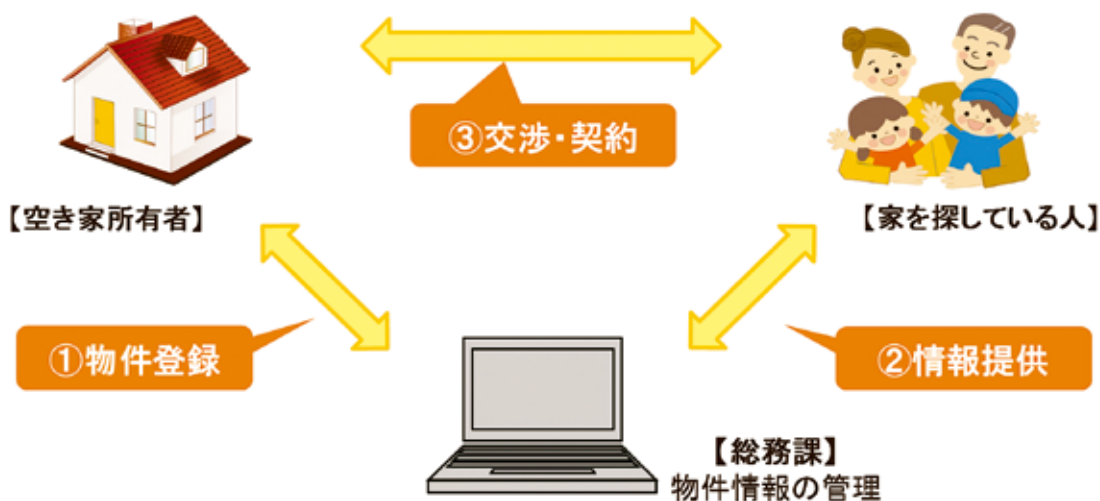
空き家を売りたい・貸したい人 募集中!

現在、空き家を探している人に紹介できる物件が少なく困っています。
「売ってもいい・貸してもいい家」をお持ちの人は、「十津川村空き家情報バンク」
に登録をお願いします。

※交渉・契約などは、当事者同士で行っていただきます。

(役場は、当事者同士の紹介のみを行っています。)

空き家情報バンクのイメージ図



◆物件登録の流れ

- ① 『空き家登録申込書』と本人確認書類 (免許証など)の写しを提出する。
- ② 所有者立会いのもと、職員が物件の内覧を行う。
- ③ 役場で物件情報を公開、問い合わせがあり次第所有者へ紹介を行う。

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ 総務課 企画グループ ☎0746-62-0910



— 役場代表 —
 電話 0746(62)0001
 FAX 0746(62)0210
 IPﾌｻﾝ 050-5004-6720
 050-5004-6721
 050-5004-6722

— 庁舎2階 —
 総務 (総務・防災)62-0001
 (企画)62-0910
 産業 (観光)62-0004
 (農業)62-0005
 (林業)62-0909
 教育 62-0003・62-0067

— 庁舎1階 —
 住民 62-0900・62-0911
 財政 62-0903
 建設 62-0033(直通)
 (道路)62-0904
 (ﾀﾞﾑ)62-0907
 (水道)62-0908

福祉 62-0901・62-0902
 施設 62-0905
 出納 62-0906

— 庁舎3階 —
 議会事務局 62-0002



十津川村農業委員の募集について

農業委員の任期が令和2年7月19日で任期満了になります。

農業委員会などに関する法律で、農業委員は農業者などからの推薦と募集により候補者を求め、議会同意による村長の任命制になっています。

十津川村では、次の方法により農業委員を募集します。

- 1 募集人数：12人（うち中立委員1人を含む）
- 2 募集期間：**令和2年1月7日（火）から2月3日（月）まで**
- 3 任 期：令和2年7月20日から令和5年7月19日まで（3年間）
- 4 報 酬：年額142,000円
- 5 主な業務内容
 - (1) 農業委員会の総会における農地の権利移動や転用に係る許可などの審議
 - (2) 農地などの利用の最適化の推進（遊休農地の発生防止・解消、農地利用や新規参入の促進）
 - (3) 農業者からの相談対応及び農業者への助言指導など
- 6 推薦及び募集の方法
 - (1) 原則として村内に住所を有しており、居住している人からの推薦
 - (2) 農業者の組織する団体などからの推薦
 - (3) 一般の募集
- 7 推薦を受ける者及び募集に応募する人の資格
 - (1) 原則として、本村に住所を有する人
 - (2) 農業委員と兼職を禁止されている職に就いていない人
 - (3) 本村の職員でない人
 - (4) 法第8条第4項各号に規定する人でない人
- 8 推薦及び応募の手続き
 - ・所定の様式に必要事項を記入のうえ、十津川村役場産業課へ提出してください。
 - ・**受付時間は、開庁日の8時45分～17時00分**

※募集案内及び様式は、十津川村公式ホームページからダウンロードできるほか、十津川村役場産業課の窓口にも備え付けています。
- 9 選考方法
 - ・十津川村農業委員候補者評価委員会で候補者を評価し、村議会の同意を得て村長が任命します。
- 10 その他
 - ・法令に基づき募集期間の中間及び終了後に、申込者などに関する情報を十津川村公式ホームページで公表します。
 - ・提出された書類は、返却しません。
 - ・推薦及び応募で記載された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に調査します。

お問い合わせ 産業課 ☎0746-62-0005（直通）



健康だより

風しん抗体検査を受けましょう

国は、風しんに関する追加対策として、これまで風しんの予防接種を公費で受ける機会が全くなかった世代である、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対して、風しん抗体検査を受けていただき、検査の結果、抗体価が低い場合に定期接種の対象とすることとしました（3か年計画で段階的に行う）。

対象者には6月中旬に個別で通知しています。

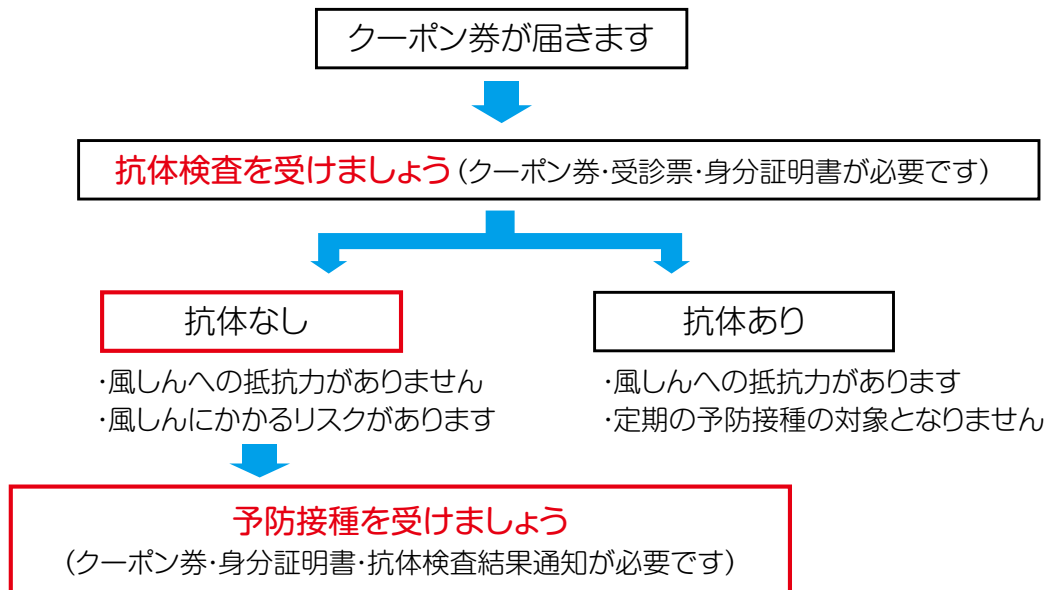
■令和元年度対象者

十津川村に住民票のある昭和47年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた 男性

■費用：無料

■場所：村内、県内外の医療機関

～抗体検査・予防接種までの流れ～



風しんは、感染者の飛まつ（唾液のしぶき）などによって他の人にうつる感染力の強い感染症です。
妊娠早期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（眼や耳、心臓障害がでること）になる可能性があります。

大人になって感染すると無症状～軽症のことが多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。また、無症状でも他人に風しんをうつすことがあるので、感染を拡大させないために社会全体が免疫を持つことが重要です。

お問い合わせ 住民課 ☎0746 (62) 0911



住民票上の住所以外にお住まいの人へ

介護施設への入所などで、住民票上の住所以外に居住する場合、日本年金機構に居所登録※を行えば、異なる住所で年金に関するお知らせを受け取ることができます。

例えば、住民票上の住所に誰も居住する人がいなくなってしまう場合などに、ご希望であれば、通知書などを実際の居住先で受け取ることができます。

※「居所登録」とは、日本年金機構に住民票住所以外に通知書などの送付を希望する旨を届け出ることをいいます。



居所登録せず、住民票上の住所に住んでいない場合

年金に関する大切なお知らせが、お手元に届かなくなるおそれがあります。場合によっては、年金の支給が一時的に保留されることもあります。

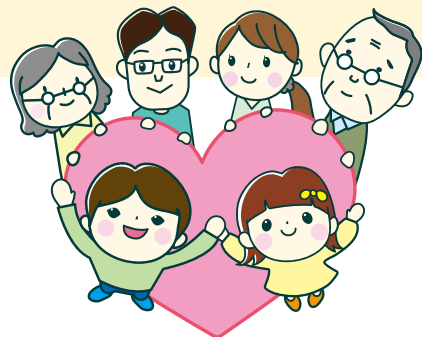
【居所登録の対象者(例)】

- 介護施設や医療機関に長期間入所・入院され、住民票住所と異なる場所で居住される人で、居所登録を希望される人
- ご親族の家などに一時的に居住される人で、居所登録を希望される人など

【届出先】

- お近くの年金事務所
- 役場 住民課

※居所登録をされた人で、その後、居所登録をやめて住民票住所へ通知書などの送付を希望される場合(介護施設や医療機関を退所・退院して住民票住所へ戻る場合)、居所登録における通知書などの送付先を変更する場合などは、原則として年金事務所への届出が必要となります。



お問い合わせ——▶大和高田年金事務所
▶住民課(国民年金係)

☎0745(22)3531
☎0746(62)0900



国保だより

医療機関の適正受診にご協力ください

医療機関を受診するときの一人ひとりの心構えが、医療費の削減や医師の負担軽減につながります。皆さまもぜひ、医療機関の適正受診に努めていただきますようお願いいたします。

かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医とは、病気になったときや、日ごろの健康に不安を感じたときに相談できる身近な医師のことです。気になることがあったら、まずはかかりつけ医に相談しましょう。風邪などの軽い病気で大病院に行くと、医療費が高くなるばかりではなく、本当に大きな病院でしか対処できない患者さんの治療に支障をきたしてしまうこともあります。

重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは控えましょう。紹介なく医療機関を変更すると、そのたび初診料がかかり医療費が増加するだけでなく、同じ検査や投薬の重複により、かえって体に負担を与えることもあります。

薬のもらいすぎも医療費増加の原因

必要以上に薬をもらいすぎることは、医療費増加の原因です。すでに服用している薬と同じような種類の薬をもらうことは、薬代がかさむだけでなく、副作用で体に悪影響をおよぼしてしまうこともあります。

健全な国民健康保険制度を維持していくために

今後も医療費が増え続けると、皆さんが納めている保険税が引き上げられてしまうかもしれません。適正受診に努めて出費を抑制することは、国民健康保険制度を健全化し、私たちの暮らしを守ることにつながります。**みんなが安心して医療を受けられる制度を維持していくために、ご理解ご協力をお願いいたします。**

今月は、国保税第**8**期の納期です。

納期限は**1月31日**ですので、納期限内に忘れず納めましょう！

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財 政 課 ☎0746(62)0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住 民 課 ☎0746(62)0911



【事業主の皆さまへ】

～給与支払報告書の提出について～

令和元年（平成31年）分の給与支払報告書の提出期限は、令和2年1月31日（金）です。

令和元年（平成31年）分（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の給与支払報告書は、令和2年1月31日（金）までに提出してください。

《事業主（給与支払者）の皆さまへ》

○給与支払報告書の提出について【すべての従業員について提出が必要です】

所得税の源泉徴収義務がある事業主（給与支払者）は、法人・個人を問わず、一年間に支払った給与について、給与支払額の多少にかかわらず、短期雇用者、アルバイト、パート、役員などを含むすべての従業員の給与支払報告書（総括表及び個人別明細書）を作成し、従業員の令和2年1月1日現在（退職の場合は退職日現在）における住所地の市町村長に提出することが法令により義務付けられています。（地方税法第317条の6）

★個人住民税の給与支払報告書は、税務署へ提出する所得税（法定調書）の源泉徴収票とは異なり、住民税の個人別明細書（給与支払報告書）はすべての従業員について提出する必要があります。

★給与支払報告書を提出しない場合や、虚偽の記載をした給与支払報告書を提出した場合については罰則の規定があります。（地方税法第317条の7）

※便利なeL TAX（地方税ポータルシステム）のご利用をお勧めします。

お問い合わせ 財政課 ☎0746-62-0903

(令和元年分) 平成31年分の確定申告相談について

1 税理士による無料相談

近畿税理士会吉野支部の税理士が無料で確定申告の相談を行います。
営業、不動産、山林所得などの申告相談

場 所	実施日	受付時間
十津川村役場 2階 住民ホール	2月7日(金)	9:30~16:00

2 給与所得者や年金受給者のための還付申告相談

年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除及び中途退職者に係る還付申告相談

場 所	実施日	受付時間
十津川村役場 2階 住民ホール	2月4日(火)	9:00~16:00
	2月5日(水)	9:00~12:00

申告相談についての注意事項

- ※正午から午後1時までには相談を行っておりません。
- ※交通事情や天候などにより、受付開始時間が若干遅れることがありますのでご了承ください。
- ※相談受付は、混雑状況などにより早めに締め切らせていただく場合があります。
- ※ご来場の際には、前年分の申告書の控え、マイナンバーカードまたは通知カード、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑、計算機、使い慣れた眼鏡などをご持参ください。

営業所得・不動産所得・山林所得などについて確定申告される人は、
2月7日の税理士による無料相談にお越しください。

- ※平成31年分の確定申告相談会は上記の3日間の実施となります。
この相談会以外で、役場窓口で申告に来られた人は、申告内容により役場では申告書を作成できない場合があります。その場合、吉野税務署まで申告に行ってください。

個人で事業や不動産貸付などを行う人は、 記帳と帳簿書類の保存が必要！！

記帳する内容

売上げなどの収入、仕入れや経費の取引年月日や金額などを帳簿に記載します。

帳簿書類の保存

帳簿のほか、請求書・領収書などの書類を整理して保存する必要があります。



お問い合わせ 財政課 ☎0746-62-0903



民生委員・児童委員、主任児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。社会奉仕の精神を持ち、地域の中で福祉に関する身近な相談に応じ、ボランティアで支援する方です。また、住民と行政をつなぐパイプ役として、地域福祉の重要な担い手となっています。

主任児童委員は、「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」のために、地域の中で児童の福祉問題を専門に担当する民生委員・児童委員です。地区の民生委員・児童委員と協力し、子どもと親の抱えるさまざまな問題に対しての相談や、支援活動を行います。

福祉全般に関することで、心配ごとなどありましたら、お気軽にお近くの民生委員・児童委員、主任児童委員へご相談ください。



12月1日に民生委員・児童委員及び主任児童委員が全国一斉に改選され、民生委員・児童委員23人、主任児童委員2人の皆さんが厚生労働大臣から委嘱されました。委員の任期は、令和元年12月1日～令和4年11月30日までの3年間です。

11月30日で退任されました西淳良さんは15年間、丸谷榮子さんは12年間、大野靖史さんは6年間にわたり民生委員・児童委員を務めていただきました。退任された皆さんありがとうございました。

民生委員・児童委員 主任児童委員が改選

民生委員・児童委員、主任児童委員一覧(敬称略)

氏名	担当地区	氏名	担当地区
辻村 計文	長殿・沼田原	大槻 国彦	竹筒
中砂 元伸	旭・宇宮原(田長瀬)	野平 好美	折立・山手谷・榎原(河之平)
森 伊津子	上野地・谷瀬・宇宮原	丸田 定敏	込之上・猿飼
高田 貴男	林・高津・上野地(河津谷・月谷)	和田 孝一	那知合・谷垣内・山手
森 喜平	内野・山天・三浦・五百瀬・杉清	上北 卓雄	平谷・榎原・山手(片谷)
風川ひとみ	川津・風屋	東 ますみ	桑畑・七色・山手谷(二津野)
和田さとみ	滝川・内原	大谷 平枝	重里・永井・出谷(松柱)
二村 常暖	野尻・山崎・池穴	大谷 憲次	西中・今西・玉垣内
田本 きみ	小井・湯之原・武蔵	松木平ゆかり	小山手・小坪瀬・迫西川
林 保	小森・小原	中 陽	出谷・上湯川
下野 洋子	小川・高滝・大野	【主任児童委員】	
中 隆良	上葛川・東中	西 紀代子	中野村区・神納川区・二村区・三村区
東 福万	神下・玉置川	谷向 彩	東区・四村区・西川区

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902

医療費助成金の請求忘れはありませんか？

乳幼児医療費、子ども医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、精神障害者医療費の受給資格証をお持ちの方は、他府県の医療機関を受診したときや、治療用装具を購入したときは、福祉事務所に助成金交付請求書の提出が必要です！

請求ができるのは、福祉事務所に助成金交付請求書を提出する日以前の5年間のうち、受給資格があった期間に受診した医療費です。5年を過ぎた医療費は請求できません。お手元の領収証をご確認のうえ、請求をお願いします。

○助成金の請求方法

助成金交付請求書(福祉事務所にあります)に記入・押印のうえ、領収証の原本を添付し福祉事務所に提出してください。

○領収証について

必ず、受診者氏名・受診年月日・診療点数・支払金額が明記された領収印のある原本を提出してください。また、原則として提出された領収証は返却しませんのでご注意ください。

○治療用装具について

医師が治療に必要と判断し全額自己負担で購入した装具(コルセット・サポーターなど)は保険者(国民健康保険・全国健康保険協会など)に申請することで療養費の支給を受けることができます。

また、このときに保険者から発行される療養費支給決定通知書を領収証の代わりとして、療養費支給後の自己負担額に対する助成金を福祉事務所に請求することができます。

障害福祉サービスの種類

○居宅介護(ホームヘルプ)

居宅において、ヘルパーが入浴、排せつ及び食事などの介護や、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活などに関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

援助の種類は「身体介護」「家事援助」「通院等介助」に分けられます。

「身体介護」…サービス利用者に直接接触して行う介護サービスです。日常生活における動作や生活に対する意欲をサポートし自立を支援します。

「家事援助」…自立した日常生活を送るための家事をサポートします。

「通院等介助」…1人で通院することが困難なサービス利用者に対して外出や移動の介助、援助を行います。

[対象者]

・障害支援区分1以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)である人

※ただし、通院等介助(身体介護を伴う場合)を算定する場合にあっては、次の2つに該当する支援の度合(障害児にあってはこれに相当する支援の度合)であること

1. 障害支援区分2以上に該当する人

2. 障害支援区分の認定調査項目のうち、次の状態のいずれか1つ以上に認定されていること

「歩行」…「全面的な支援が必要」

「移乗」…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「移動」…「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排尿」…「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

「排便」…「部分的な支援が必要」または「全面的な支援が必要」

お問い合わせ 福祉事務所 ☎0746-62-0902

—優良特産品の現場から— vol.9

「十津川村優良特産品」の生産者の皆さんを紹介します。



優良特産品：ゆうべし
 生産者：谷瀬ゆうべし組合代表 玉田 武温さん
 ☎0746-68-0235
 道の駅、山の駅 吊り橋の郷、吊り橋茶屋などで販売しています。

“玉田さん、聞いてもらいたいです”

Q.「特産品」をいつから始めたんですか？

40年前に、大字上野地で行われていたゆうべしづくりを、谷瀬の年配の方が習いに行き、谷瀬でもやってみようとなったことがきっかけです。現在10、12人でゆうべし作りをおこなっています。

Q.特産品をつくる上で気をつけていることは？

ゆうべしは、ゆずの中身をくり抜き、味噌を中心とした具材を詰め込みます。その後蒸し上げ、寒風にあてて乾燥させて作ります。工程の中ではゆずの詰める具材の量に気をつけています。入れすぎると、後で蒸すときに具が飛び出たり、皮が破けたりしてしまい、直す手間がかかってしまいます。



今年は約1,800個製作し、はでばに干して、寒風にあてていました。

Q.困っていることは？

具材を煉る際に使用していた機械の調子が悪く、同型機械の生産が終了しているため、新しい機械を導入しましたが、旧型に比べ1回に煉ることが出来る量が少なく、以前より時間を要します。

ゆずの生産量は、年によって異なるため、事前に準備する具材の量を調整する大変さがあります。

Q.優良特産品のPRポイントは？

谷瀬で収穫されたゆずのみを使用し、12種類の具材を混ぜ合わせて乾燥させるため、風味豊かなゆうべしに仕上がります。特に酒の肴やピザのトッピングにお勧めです。



乾燥が終わったら袋詰めして販売されます。2月ごろから村内各所で販売予定です。

人のうごき

(敬称略)

おくやみ

仙頭 操 72歳 12月 3日(池 穴)
 温井 潔 79歳 12月 6日(大 野)
 山本 正嘉 93歳 12月 14日(山 崎)
 戸川恵美子 68歳 12月 24日(上野地)
 野崎タマエ 100歳 12月 24日(川 津)
 東 イワエ 96歳 12月 29日(平 谷)



役場人事異動(1月1日付)
 【】は旧職
 ○主査級
 ▼亀本眞規・住民課主査
 【住民課技師】

隔月第3水曜日に開催! 五條市の北本弁護士による 無料法律相談

時 隔月第3水曜日 午後2時～午後5時
 所 役場第1会議室
 (場所が変更される場合があります)
 ※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)
 問 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
 ☎0747(22)8005
 みなさまのご相談をお待ちしています

偶数月(4・6・8・10・12・2月)
 の開催になります。



馬場 ^{しょうた}晶大ちゃん(谷瀬)
 1月7日生まれ 満1歳
 いっぱい食べて
 大きくなってね!
 父…健一 母…真理



馬場 ^{けいた}敬大ちゃん(谷瀬)
 12月3日生まれ 満3歳
 みんなと仲良く遊んでね!
 父…健一 母…真理



岸上 ^{よつば}よつ葉ちゃん(小原)
 12月25日生まれ 満3歳
 歌って踊るの大好きなよつちゃん
 これからもいっぱい歌ってね☆
 父…拓夢 母…明日香



稲田 ^{さえ}彩依ちゃん(折立)
 12月28日生まれ 満3歳
 お笑い番長の彩依。いつも楽しい笑いをありがとう!
 健康ですくすく成長してくれることが一番の願いです☆
 父…学 母…由紀子

お誕生日おめでとう!



イベント情報 村に関するイベント情報をお知らせします。

1月

- 16日(木) 【Sewing Room】参加費:1,000円～2,000円 時10:00～/13:00～
 所いこら(平谷) 問地域おこし協力隊(大谷) ☎0746-64-1500
- 18日(土) 【十津川村消防出初式】時9:00～ 所体育文化センター(湯之原)
 【奈良県消防協会南吉野支部連合出初式】
 時10:30～ 所体育文化センター(湯之原)
 問総務課 総務・防災グループ ☎0746-62-0001
- 19日(日) 【かんたん生け花教室】時13:00～15:30 所いこら(平谷)
 問教育委員会 ☎0746-62-0003
- 25日(土) 【大立山まつり2020】時11:00～ 所平城宮跡 朱雀門ひろば周辺(奈良市)
 ~26日(日) 飲食店ブース出店 問産業課 観光グループ ☎0746-62-0004
- 26日(日) 【第44回昴の郷マラソン大会】時10:00～ 所昴の郷(平谷)
 問産業課 観光グループ ☎0746-62-0004
- 27日(月) 【Sewing Room】参加費:1,000円～2,000円 時10:00～/13:00～
 所いこら(平谷) 問地域おこし協力隊(大谷) ☎0746-64-1500
- 29日(水) 【温泉大好き落語会】時18:30～ 所天満天神「繁昌亭」(大阪市)
 入場料:前売2,500円 当日3,000円 問十津川村観光協会(後援)
 ☎0746-63-0200

2月

- 8日(土) 【十津川村青年県外研修】所新十津川町(北海道)
 ~11日(火) 問教育委員会 ☎0746-62-0003
- 14日(金) 【子ども会スキー研修会】所菅平スキー場(長野県)
 ~16日(日) 問教育委員会 ☎0746-62-0003
- 28日(金) 【第1回十津川村スイーツコンテスト】時13:00～
 所役場住民ホール(小原) 問総務課企画グループ ☎0746-62-0910

集落の絶景

月夜(大字山手谷)

写真:佐古 金一さん(大字平谷)



てんいち先生



診療所からお知らせ



整形外科診療日 受付/小原 8:30 ~ 11:15
上野地 14:00 ~ 15:15

月日	診療所
1月16日(木)午前	小原診療所
2月6日(木)午前	小原診療所
2月6日(木)午後	上野地診療所
2月20日(木)午前	小原診療所

圓小原診療所
☎ 0746 (63) 0040

土曜診療日 受付/ 8:30 ~ 11:15

小原診療所	
1月25日(土)	第4週
2月8日(土)	第2週
2月22日(土)	第4週

出張診療 診療時間/神納川・東中 14:30 ~ 15:30
玉垣内 14:00 ~ 15:30

場所	診療日		
神納川地区生活改善センター	1月14日(火)	1月28日(火)	2月13日(木)
東中公民館	1月30日(木)	2月27日(木)	
玉垣内集会所	1月21日(火)	2月4日(火)	2月18日(火)

今月の「とつかわテレビ」

~1月の番組~



第39回十津川村文化祭
令和元年11月8日



【主催】十津川村文化祭実行委員会
十津川村教育委員会

あとがき

▶ 新年明けましておめでとうございます。今月号は、記念すべき「第700号」です。今年も、村民の皆さまに「見て喜んで」「読んで楽しんで」いただける「村報とつかわ」をお届けしたいと思っております。本年も何とぞよろしく願い申し上げます。

(中垣彩)



- 人口 3,224人(-6人)
男性 1,624人(±0人)
女性 1,600人(-6人)
- 世帯数 1,752世帯(+6世帯)
【令和2年1月1日現在 ()は前月比】

使い切らない空にしない 切らさない 1週間分の備蓄を日常に

